

第3章 対策の方針

1 基本理念

本県におけるすべての依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として取り組むものとしします。

(1) 依存症の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を実施します。

(2) 依存症当事者及びその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

(3) 各種社会問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 基本的な方向性

依存症対策においては、依存症当事者だけでなく、本人に最も身近な「家族」を支援していくことが極めて重要です。

県では、上記の基本理念を具体化していくため、依存症当事者とその家族、自助グループ及び民間団体¹²などと共に、「当事者目線」による対策を推進してまいります。

より具体的には、次に掲げる4つの方向性を基本とします。

(1) 正しい知識の普及及び依存症を未然に防ぐ社会づくり

現在も社会において、自身が依存症であるという自覚がなく、生活に支障をきたす状態であるにもかかわらず適切な医療や支援につながれていない方が多く存在してい

¹² AA (アルコールクス・アノニマス)、GA (ギャンブラーズ・アノニマス)、ギャンブル依存症家族の会、ギャンブル依存症問題を考える会、断酒会、ダルク、NA (ナルコティクスアノニマス)、FA (ファミリーズアノニマス)、その他各種依存症にかかる家族会など

ることを踏まえ、依存症に対する正しい理解が広がるよう、積極的な広報・普及啓発を行います。

特に近年において、依存症の対象となる飲酒、薬物、ギャンブルなどの開始時期が低年齢化していることから、学校教育の現場などを含む若年層に対する普及啓発にも力を入れて取り組んでまいります。

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

依存症への対応には、相談から治療、回復支援に至る中で、様々な関係機関が関わることがあります。本県では、「依存症相談拠点」であるところの健康センターや保健福祉事務所等が中心となって相談支援に取り組んでいるところです。

近年ではアルコール健康障害以外にも、ギャンブル等依存やゲーム依存などの相談も増加傾向にあることから、様々な依存症の問題に適切に対処できる相談支援の場所を確保し、幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体と連携することにより、一人でも多くの方が相談支援、社会復帰支援につながることでできる体制づくりを行います。

(3) 依存症の治療が身近な地域で可能な医療体制づくり

アルコール健康障害を有している人の中には、一般医療機関を受診しても、アルコールの使用に関する適切な指導や治療を受けられず、アルコール健康障害の症状の再発を繰り返しているのではないかと疑われるケースも多くあります。

また、ギャンブル等依存症の疑いがある人の場合は、金銭問題などで弁護士や司法書士などに債務整理の相談を行うことがあっても、根本原因である依存症の問題に係る支援につながる事ができていないケースが考えられます。

これらの問題を解決し、県民が身近な場所で安心して必要な医療を受けられるよう、治療拠点機関や専門医療機関の設置を推進していくとともに、一般医療機関と専門医療機関との連携体制の確保、ギャンブル等に関連する相談先となり得る弁護士・司法書士などの関係者との依存症相談窓口や専門医療機関などに関する情報共有・連携などの取組を推進します。

(4) 依存症者等が円滑に回復し、社会復帰するための社会づくり

依存症の多くは、本人の性格や資質の問題ではなく、飲酒、薬物、ギャンブルなどに依存せずにはいられない悩みや不安、生きづらさなどを背景に生じるものと考えられます。

依存症当事者の円滑な回復のためには、本人及びその家族が置かれている個々の状況について周囲が正しく理解し、適切な支援につなげることが不可欠です。県では、依存症の自助グループや民間団体などと積極的に連携し、飲酒、薬物、ギャンブルなどをやめようという本人の決意や行動が誰からも支持され、安心して回復に取り組むことができる環境を整えるための社会づくりを推進します。